

方向性 1 くらしを守る

方向性①

くらしを
守る

重点施策 1

健康でいきいきと
生活できる
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

1

病気の予防と健康づくりの推進

対象 市民

意図 心身ともに健康で暮らすことができる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 親子（母子）健康手帳交付や妊産婦健康診査、乳幼児健康診査等を行い、妊産婦及び子どもの発育・発達や健康状態を把握し、健康課題に取り組みました。
- 生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上に向けて、特定健康診査に要する自己負担金の無料化をはじめ、個別通知、地域自治組織との協働などによる受診勧奨の強化を図りました。
- 節目となる年齢に合わせた歯周疾患検診の実施、胃がん検診への胃カメラ検診の導入、集団健診等 Web 予約システムの運用開始など、各種検診の充実、受診率の向上に取り組みました。
- イベントにおける健康づくりの普及啓発をはじめ、運動や食などの健康づくりを地域に広めるリーダーの養成、地域との協働による交流ウォーキングや講座の実施など、地域ぐるみの健康づくり活動に取り組みました。
- こころの健康づくりに関しては、「廿日市市自殺対策計画」を策定し、計画を推進するための庁内外のネットワーク体制を整えたほか、相談窓口の普及啓発、こころの不調に気づき適切に対処できる人材（ゲートキーパー）の養成など、市民の意識啓発に取り組みました。

【主な課題】

- 妊娠期から子育て期における健康診査未受診者や介入が難しい家庭などに対応していくため、保育園や子育て支援センター等の関係機関との連携を強化し、母子ともに健やかに生活できる支援体制の構築が求められます。
- 「廿日市市健康増進計画（健康はつかいち 21）」の中間評価（平成29年度）において、特定健康診査や特定保健指導、がん検診の受診率は目標に達しておらず、健康を維持するための食生活や運動習慣につながっていない現状があります。受診しやすい環境の整備や市民一人ひとりの健康に対する意識を高める必要があります。
- 高齢化の更なる進行を見据え、健康寿命の延伸、生涯を通じた健康づくりに向け、保健事業と介護予防の連携による取組が重要となっています。
- 地域ごとの健康課題の把握、住民や関係者への情報提供、課題解決に向けた地域との話し合い、地域ごとの課題に応じた健康づくり事業の実施など、地域ぐるみの健康づくりを持続可能なものとしていくための取組が必要です。生活に身近な市民センターや地域・学校・家庭との連携をより強化し、専門職の配置や地区担当制など、実効性を上げていくための支援体制の構築が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症に対しては、保健所や医師会など関係機関と連携しながら、感染状況に応じた感染予防・拡大防止の取組が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
病気の予防・早期発見	○ 市民の健康状態の把握、疾病の早期発見、重症化予防につながるよう、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診等、ライフステージに応じた健康診査事業を実施します。 ○ 健康診査を受診しやすい環境を整備します。 ○ 健康診査未受診者、精密検査未受診者へのアプローチを強化し、疾病の早期発見、重症化予防に努めます。 ○ 健康診査や保健指導などにAIやICTを取り入れ、効果的な事業の実施、市民の利便性向上に努めます。 ○ 感染症対策については、県や医師会等の関係機関と連携し、予防接種や感染予防対策の啓発、地域医療体制の確保に向けた支援を行います。
健康維持・介護予防の推進	○ 生涯を通じて市民自らが健康管理を行えるよう、食、運動、こころ、歯、介護予防などの各分野の健康づくりに関して、ライフステージに応じた健康教育、健康相談、講演会等の啓発事業を実施します。 ○ 高齢者の健康づくりについては、保健・医療・介護データの分析結果を活用し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。 ○ 災害発生時や感染症の流行時など、環境の変化に応じた心身の健康づくりに関する啓発や支援を行います。
地域ぐるみの健康づくり活動の推進	○ 地域のサロンなどに出向いて、体操や運動を継続的に実践・指導する「健康づくり応援団」や、ウォーキングや食の健康づくりを推進するリーダーなど、あらゆるライフステージにある市民の健康づくりを支援する人材を養成・育成し、地域自治組織と連携しながら、地域特性に応じた活動を支援します。

関連計画／健康増進計画（健康はつかいち21）、食育推進計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、国民健康保険データヘルス計画、自殺対策計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均)	(男)80.00年 (女)85.15年 (平成29年の推定値)	延伸
自分が健康だと思う市民の割合	75.0%	78.0%
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (バランスのとれた食事をしている人の割合)	47.8%	70.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 2

移動しやすく
便利なまちを
つくる

関連するSDGs



施策方針

1

移動しやすい公共交通体系の整備

対象 市民

意図 公共交通で安全・便利に移動する

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 公共交通機関を利用する人が、鉄道駅から目的とする公共施設等に迷わず円滑に移動できるように、ＪＲ廿日市駅駅前広場、広電廿日市駅ロータリー及びＪＲ大野浦駅駅前広場に都市サインを設置しました。
- ＪＲ廿日市駅南口駅前広場、ＪＲ大野浦駅駅前広場及び自由通路を整備し、ＪＲ駅の交通結節点の機能強化を図りました。また、ＪＲ前空駅構内エレベーターやＪＲ宮内串戸駅の点状ブロックの整備により、ＪＲ駅のバリアフリー化を推進しました。
- バスの再編対象路線の見直し内容や関連事業の取組内容を検討するに当たっての基本となる「廿日市市バス路線等再編方針」及び路線再編に伴う運行内容等を定めた「廿日市市地域公共交通再編実施計画」を策定しました。
- 中山間地域のバス路線再編と併せ、交通結節点におけるバス待合施設の整備やバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性向上に取り組みしました。
- 沿岸部地域のバス路線再編と併せ、民間バス路線の自主運行化やバスロケーションシステムを導入しました。また、宮島島内乗合タクシー「メイプルライナー」に、島内在住者に対する運賃割引制度を導入しました。
- 生活交通確保のため、民間交通事業者が運行するバス路線に補助するとともに、自主運行バス・デマンド（予約）型乗合交通を運行しました。また、宮島地域においては、宮島航路の早朝・夜間便の運行に係る経費の一部を負担しました。

【主な課題】

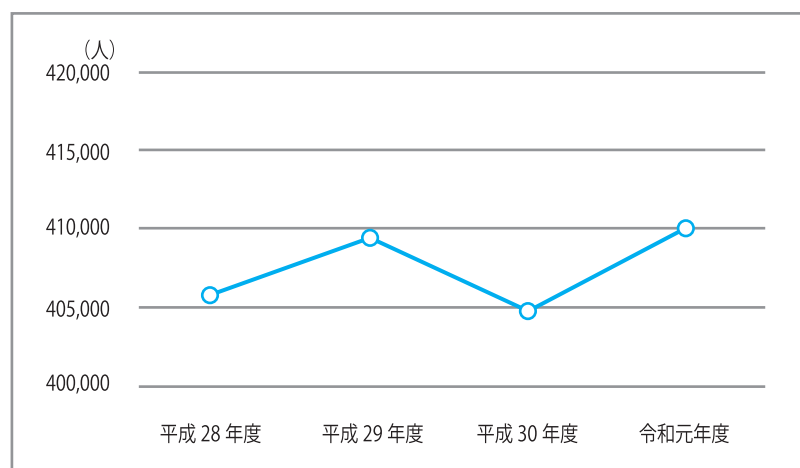
- サイン整備後の経年変化に対して、劣化による修繕や、都市の状況に応じた情報内容の修正などが必要です。
- 中山間地域の人口減少や住宅団地の少子高齢化などに伴うバス利用者の減少により、民間バス路線の経営状況が厳しさを増しており、地域の生活交通の確保のため、持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要です。
- 高齢者による運転免許の自主返納が増加しており、高齢者の移動手段として、便利に安心して利用できる公共交通の確保が必要です。
- 公共交通を維持する上で、一定の利用者の確保が必要なことから、地域の公共交通を地域で守り、育てる意識が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
持続可能な公共交通体系の整備	○ 令和4年度策定予定の「(仮)次期公共交通計画」を見据え、経営的視点を踏まえた現行路線等の検証、新たな移動手段への転換、次世代モビリティの活用、地域主体による移動手段確保の取組への支援等により、持続可能な公共交通ネットワークを形成します。 ○ 佐伯地域の生活交通の運賃に上限定額制を導入し、負担を軽減することで、地域間の交流を促進します。 ○ 宮島へのフェリーについては、早朝・夜間便の運航継続のため、引き続き支援します。
便利に安心して利用できる環境の整備	○ 路線の再編等に併せて、自主運行バスに交通系ＩＣカード等を導入します。 ○ 乗り継ぎ利用の待ち時間を短縮するため、バス相互のダイヤ調整を行うなど、利便性の向上を図ります。 ○ バス車両の更新に併せて、低床型のバリアフリーに配慮した小型車両を順次導入します。 ○ ＪＲ及び広電の各駅に付近の公共施設等へ誘導・案内するサインを設置し、来訪者や市民が迷わず目的地に移動できる環境を整備します。
地域公共交通を守り、育てる意識の醸成	○ 地域の公共交通としてのバスを身近な乗り物として理解してもらう啓発を行い、地域全体でバス利用を促進します。

関連計画／地域公共交通網形成計画、移動等円滑化基本構想、バス路線等再編方針、地域公共交通再編実施計画

自主運行バス等の利用者数



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自主運行バス等の利用者数	410,006人	420,000人
公共交通で安全、快適、円滑に目的地まで移動できると思う市民の割合	71.9%	75.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 2

移動しやすく
便利なまちを
つくる

関連するSDGs



施策方針

2

幹線道路体系の整備

対象 市民

意図 都市間（広島市や大竹市など）や地域間（廿日市・佐伯・吉和・大野・宮島地域）をスムーズに移動できる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 広島県が実施する都市計画道路佐方線、廿日市駅通線や、廿日市佐伯線、虫道廿日市線などの県道及び国道433号などの整備を促進しました。
- 大野地域の市街地を東西に横断する都市計画道路深江林ヶ原線（現在の対蔵山林ヶ原線）を整備し、交通の円滑化を図りました。また、南北に縦断する補助幹線道路である都市計画道路熊ヶ浦鯛ノ原線の整備に着手しました。
- 都市間をネットワークする広域交通の機能強化を図るため、都市計画道路畑口寺田線の整備を進めました。
- 国道2号の渋滞緩和や、広島南道路（商工センターから廿日市インターチェンジ）の整備について、関係する道路整備・建設促進期成同盟会を通じた要望活動を行いました。
- 臨港道路廿日市草津線は、広島県の事業として、Ⅰ期区間である新八幡川東詰交差点から、広島はつかいち大橋東詰交差点までの4車線化が完成しました。引き続き、広島はつかいち大橋東詰交差点から西詰交差点までのⅡ期区間についても、着実に整備が進められています。

【主な課題】

- 国道2号や廿日市佐伯線などでは、慢性的に渋滞が発生する箇所や道路の線形が不良な箇所があり、引き続き渋滞の緩和に向けた取組を進めることにより、日常生活や産業活動の基盤となる交通の利便性を確保していく必要があります。
- 臨港道路廿日市草津線、都市計画道路広島南道路は、企業立地の促進、物流の効率化など、企業の都市活動を支え、また、都市間を結ぶ広域交通機能となる重要な幹線道路であり、国道2号西広島バイパス及び広島岩国道路との道路ネットワークの強化を図る必要があります。
- 隣接する広島市などとの広域交通機能強化のために重要な幹線道路とともに、補助幹線道路の整備を進め、道路ネットワークの構築により市街地内の円滑な交通流動を確保する必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
都市間・地域間をネットワークする道路の整備	○ 国道2号の渋滞緩和に向けた整備を促進するとともに、都市計画道路佐方線や廿日市佐伯線、虫道廿日市線、廿日市環状線などの県道、その他国道等の整備を促進します。 ○ 広島市と本市の広域交通機能強化に重要な都市計画道路畑口寺田線の整備を推進します。 ○ 都市計画道路広島南道路及び臨港道路廿日市草津線の整備を促進し、都市間の移動が円滑にできる道路ネットワークの強化を図ります。 ○ 地域間をネットワークする虫道廿日市線を補完する林道玖島川末線の整備を推進します。 ○ 大竹市とのネットワークを強化するために、大野地域と大竹市を結ぶ道路の整備を進めます。
市街地内の円滑な交通を確保する道路の整備	○ 都市計画道路熊ヶ浦鯛ノ原線や堂垣内広池山線など、都市間の幹線道路に接続し、市街地内の各所を円滑にネットワークする道路の整備を推進します。 ○ 都市計画道路筏津郷線の一部区間を整備し、筏津地区公共施設再編事業地までのアクセス性の向上を図ります。

関連計画／都市計画マスタープラン

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
都市間の移動が円滑にできると思う市民の割合	73.3%	74.3%
地域間の移動が円滑にできると思う市民の割合	77.5%	78.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 2

移動しやすく
便利なまちを
つくる

関連するSDGs



施策方針

3

拠点性を高めるまちづくり

対象 ①都市拠点（市役所周辺）・地域医療拠点（ＪＡ広島総合病院周辺）

②地域拠点（各支所周辺） ③地区拠点（ＪＲ駅周辺地区）

意図 ①必要な施設が誘導・維持され、市の中心地としてふさわしい地区となる

②必要な施設が誘導・維持され、各地域の中心地としてふさわしい地区となる

③必要な施設が誘導・維持され、買い物や診療など、日常生活の利便性の高い地区となる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 市役所周辺からＪＡ広島総合病院にかけて、本市の中心地としてふさわしい機能を適正かつ集中的に配置・整備しています。特に地域医療拠点では、医療・介護や交流・交通・防災など、拠点機能の強化に考慮した複合施設を公民連携手法により整備しています。
- 吉和地域の拠点性を高め、地域住民の生活利便性の向上を図るため、支所・市民センター等の公共施設を機能集約する吉和支所複合施設の整備に着手しました。
- 大野地域では、市民サービスや地域活動、地域防災の拠点施設の充実・強化を図るため、大野支所庁舎の建て替えを行いました。また、子ども・子育て世代の居場所づくりと様々な機能の複合化による新たな交流・賑わいを創出するため、筏津地区の公共施設の再編整備を進めました。
- 宮島地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を通じて活力ある地域社会を創造するため、旧宮島支所跡地に宮島まちづくり交流センターを整備しました。
- 空き家対策の推進に向け、「廿日市市空き家等対策計画」を策定しました。また、危険空き家解消のための除却及び活用促進のための改修等について、費用の一部を助成する補助事業を実施しました。

【主な課題】

- 人口減少・高齢化等の進展に対応するため、医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能や居住機能を市街地や支所を中心に集積させるコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。
- 吉和・大野地域の地域拠点においては、地域特性に応じた拠点施設機能を充実させていくことが必要です。
- 中山間地域では人口減少・高齢化に伴い、交通手段が少ないことや店舗数の減少など、身近なサービス機能の維持・充実が課題であり、高齢者等が在宅で生活し続けられる対応が求められています。
- 拠点周辺においては、空き家が増加しています。倒壊の危険がある空き家への対応が必要です。また、空き家所有者に向けての啓発の継続が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
各拠点の特性を活かした活力の創出	○ 各拠点の特性にふさわしい用途地域の見直しや、土地利用の規制緩和などを行い都市再生を促進するとともに、人口減少・超高齢社会の中でも快適な市民生活を確保し、持続可能な都市構造と活力ある拠点の形成を図ります。 ○ 広電ＪＡ広島病院前駅周辺に、公民連携により複合施設を整備し、医療・福祉・まちづくりの機能を連携させ、一体的なサービスの提供をめざします。 ○ 吉和支所複合施設では、行政、防災、市民活動等の拠点機能の強化を図ります。併せて、住民の活動及び地域内外の交流の促進や住民自らが地域を支える地域経営の場となる吉和地域の「小さな拠点」の形成を図ります。 ○ 大野地域の筏津地区では、既存公共施設が持つ機能に子育て応援の機能を付加して再編整備を行うことにより、複合化による施設の効率化を図りながら拠点としてふさわしい活力を創出します。 ○ 大野支所の敷地内に、市と商工会が相互に連携・協力し、地域経済の活性化に資する賑わい施設（まちの駅）を整備し、地域産業の振興や地域内外の交流を促進します。 ○ 宮島まちづくり交流センターでは、地域の生涯学習とまちづくりの振興を図るとともに、来訪者を含めた多様な主体との連携・交流を促進します。
中山間地域における拠点の維持	○ 暮らし続けられる地域づくりのため、地域の特性を活かした生活サービス機能の維持を図ります。 ○ 旧玖島小学校を活用した交流拠点施設の整備や、浅原交流拠点施設の活用により、広域的な交流を促進し、地域の活力を創出します。
居住環境の整備促進	○ 生活利便性の低下や居住環境の悪化を招かないよう、立地適正化計画により、拠点機能の適正配置と居住誘導の推進を図ります。また、状況に応じた地区計画の見直しや活用を図ります。 ○ 空き家の活用や適正な維持管理の促進、危険な空き家への対応など、総合的な対策に取り組み、空き家にならないように所有者等への啓発を行います。

関連計画／拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（立地適正化計画）、住生活基本計画、空家等対策計画

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
都市拠点（市役所周辺）で必要な誘導施設の充足率	100%	100%
地域医療拠点（ＪＡ広島総合病院周辺）で必要な誘導施設の充足率	28.6%	100%
市役所周辺からＪＡ広島総合病院周辺が、市の中心地としてふさわしいと思う市民の割合	65.6%	80.0%
地域拠点（各支所周辺）で必要な誘導施設の充足率	100%	100%
支所周辺が地域の中心地としてふさわしいと思う市民の割合	77.7%	80.0%
地区拠点（ＪＲ駅周辺地区）で必要な誘導施設の充足率	83.3%	83.3%
各ＪＲ駅などの交通結節点周辺が、日常生活の利便性が高い地区だと思う市民の割合	71.5%	80.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 2

移動しやすく
便利なまちを
つくる

関連するSDGs



施策方針

4

安心して歩行・通行できる安全な環境の整備

対象 市民

意図 市内の道路を交通事故に遭わず、安心して歩行・通行できる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 子どもや高齢者、障がいのある人などの交通弱者を含む全ての歩行者が、安全で安心して通行できるよう、地域の実情や多様なニーズに応じた生活道路（通学路など）を計画的に整備しました。
- 関係機関が一同に会した「廿日市市通学路安全推進会議」では、通学路の交通安全の確保に向けた取組について検討しています。この会議において、通学路安全確保の基本方針である「廿日市市通学路安全推進プログラム」を策定し、このプログラムに基づき関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っています。子どもが安全で安心して通学できるように、地域、PTAなどと連携し、カラー舗装工事など、子ども目線での交通安全対策を行いました。
- 通学路に面したブロック塀等の外観調査を行い、危険なブロック塀等の所有者に危険である旨の周知を行いました。
- 「第10次廿日市市交通安全計画」に基づき、くらし安全指導員を3名配置し、廿日市警察署や廿日市交通安全協会等の関係団体との連携の下、保育園や小学校等における交通安全教室、イベントや交通安全運動期間中の広報や啓発活動などを実施し、市民の交通安全に対する意識啓発を図りました。
- 運転免許証を自主返納した70歳以上の市民に対して、市の自主運行バスの無料利用者証、交通系ICカード「パスピー」、タクシーチケットのいずれかを交付し（1回限り）、高齢ドライバーの交通事故防止と公共交通機関の利用促進を図りました。

【主な課題】

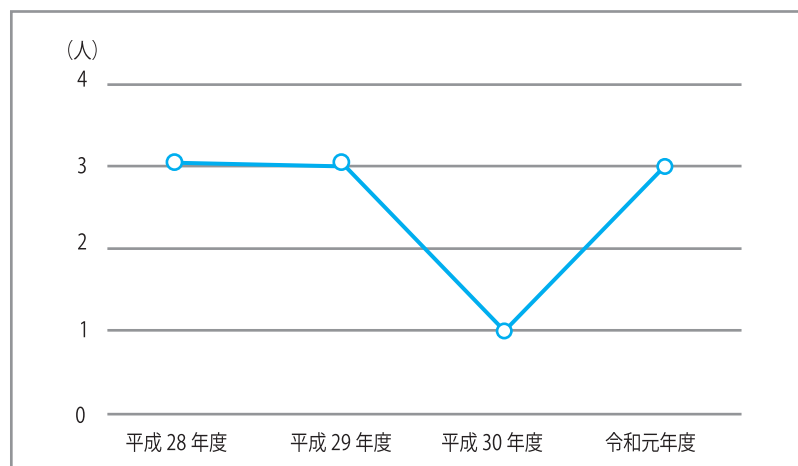
- 生活道路（通学路、大型商業施設等の集客施設周辺道路など）の中には、十分な歩道幅員が確保されていないなど危険な状況となっている箇所があり、歩道拡幅などにより安全を確保する必要があります。
- 交通量の増加、宅地化などによる道路環境の変化に伴い、市民からの交通安全施設整備に対する要望が増加していることに加え、交通安全施設や舗装の老朽化が進行していることから、計画的に道路の維持補修を行っていく必要があります。
- 近年の交通事故死者数においては、高齢者が半数以上を占めており、今後、高齢者の増加に対応した交通安全対策が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
安心して通行できる生活道路の整備	- 日常生活を担う市内各所の生活道路（大型商業施設等の集客施設周辺道路など）を安心して通行できるよう、道路の拡幅や歩道整備などの交通環境の整備を行います。 - 児童・生徒が通学する通学路（市道ブランド線等）の交通安全の確保を図るため、歩道整備などの交通環境の整備を行います。 - 子どもや高齢者、障がいのある人などの事故防止のため、段差解消など、誰もが安全で快適に移動できる環境の整備を行います。
交通事故防止と交通安全施設の整備	- 交通事故防止と円滑な道路交通の確保のため、路面標示、カラー舗装などの交通安全施設の整備を図ります。 - 老朽化した舗装や防護柵など、交通安全施設の計画的な更新及び修繕を行います。
交通安全に対する意識啓発のための活動の推進	「第11次廿日市市交通安全計画」を策定し、廿日市警察署や廿日市交通安全協会等の関係機関と連携しながら、交通安全教室や街頭啓発活動等を実施し、市民の交通安全の意識啓発に取り組みます。また、交通安全に関する出前トークの実施等により、特に高齢者を対象とした啓発活動に取り組みます。 - 高齢ドライバーの自動車運転事故を防止するために、運転免許証の自主返納を支援します。

関連計画／交通安全計画、通学路安全推進プログラム

市内の交通事故死者数



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内の交通事故死者数	3人	3人以下
市内の道路を安心して歩行・通行できると思う市民の割合	75.9%	76.5%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 3

安全で安心な
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

1

災害に対する備えの充実

対象 市民

意図 災害から生命・財産を守る

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 港湾施設や海岸保全施設、河川、急傾斜地など、防災減災対策のハード整備を進めました。
- 大野東部地区に指定緊急避難場所となる防災公園を整備しました。
- 民間建築物の耐震化について、木造住宅の耐震化の普及と啓発のためのセミナー等を開催し、耐震改修工事費用の一部を助成するなど、耐震化を促進しました。
- 地域防災相談員を設置し、自主防災組織が行う各種訓練等の活動支援や、出前トークによる市民の防災意識の向上を図りました。また、地域の防災力を強化するため、地域防災活動に関する意識・知識・技能を持つ人材を養成する「防災士養成事業」を実施し、自主防災組織の基盤強化を図りました。
- 避難行動要支援者名簿の作成や、避難支援団体や関係機関と連携して、避難支援の仕組みづくりを行いました。
- 危険度の高い土砂災害特別警戒区域に居住する避難行動要支援者等に、早期に避難情報を伝えるため、防災行政無線の戸別受信機を配付しました。
- 市民とのワークショップにより土砂災害ハザードマップを作成し、配布しました。
- 市民の円滑な避難行動につなげるため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改定しました。
- 機能別団員制度を導入し、消防団員数の増加を図りました。

【主な課題】

- 台風・集中豪雨・地震などの自然災害等から人命を守る防災減災施設の整備を推進する必要があります。また、大規模災害時に、迅速かつ安全に避難でき、応急復旧活動が実施できるよう、道路交通網を確保する必要があります。
- 自主防災組織が結成されていない地区や自主防災活動のリーダーが少ない地区への対応など、市全体での防災体制・意識の底上げが必要です。
- 災害が発生する恐れがある場合に、早めに安全な場所へ避難することが重要であるため、自主防災組織や避難支援団体による避難の呼びかけ体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者の個別計画書の策定に一層取り組んでいく必要があります。
- 大規模災害の発生に備えて、消防庁舎・消防団車庫・訓練施設や車両・資機材などの整備や民間建築物の耐震化を促進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防を図りつつ、3密を防ぐ新たな生活様式に対応した避難所運営を行う必要があります。
- 地域防災力の維持及び向上のために、消防団員数を更に増やす必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
防災意識の向上	○ 防災に関する専門知識を持つ職員を配置し、ハザードマップなどを活用した出前トークや市民からの防災に関する相談へのアドバイス等を実施するとともに、防災の有識者による講演会などを開催し、地域の防災意識の向上を図ります。
地域防災体制の構築	○ 自主防災組織が必要とする資機材の購入費用や災害発生に備えた地域の訓練などの実施について支援します。 ○ 防災士を養成し、自主防災組織による地域防災力を強化します。 ○ 災害時における地域の避難支援や安否確認がスムーズに行えるよう、統合型地理情報システム（GIS）を活用し、地域自治組織や自主防災組織との情報共有を図ります。
避難支援活動の実践支援	○ 災害時に避難する必要性がある人が早めに行動するよう、自主防災組織の呼びかけ等による避難体制の構築に取り組みます。 ○ 避難行動要支援者の個別計画書の策定や災害時の避難支援活動を推進するため、平常時からの地域における避難行動要支援者と避難支援団体とのつながりや見守りの体制づくりを支援します。 ○ 消防団は自主防災組織と連携して、地域の防災活動を支援します。
地域強靱化計画の推進	○ 台風・豪雨等による災害・水害・高潮対策や、地震（予想される南海トラフ巨大地震など）による津波対策として、河川施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設等の防災減災対策施設の整備を進めるとともに、大規模災害時において、迅速かつ安全に避難でき、応急復旧活動が実施できる道路の整備を進めます。 ○ 複雑多様化する災害に備えて、消防関係施設（庁舎・団車庫・訓練施設・車両・資機材・水利施設等）を整備するとともに、消防職員・消防団員の育成に努めます。 ○ 施設の狭あい化・老朽化した佐伯消防署を再整備するとともに、大規模災害時における関係機関との連携を強化します。 ○ 地震による被害を最小限にとどめるため、木造住宅の耐震化を促進します。 ○ 大規模建築物や、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。 ○ 避難生活の環境を良好に保つための避難所の設備環境や必要な物資等の整備を進めます。

関連計画／地域強靱化計画、地域防災計画、耐震改修促進計画、地域福祉計画、消防庁舎再整備基本構想

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
災害による死者数	0人	0人
災害の種別ごとに避難場所や避難経路を確認している市民の割合	72.3%	78.0%
消防団員の定員（732人）に対する団員数の割合	82.9%	84.0%
地震・風水害などの災害対策がされていると思う市民の割合	70.6%	77.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 3

安全で安心な
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

2

犯罪のない安心して暮らせるまちづくり

対象 市民

意図 犯罪に巻き込まれず、安心して暮らせる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 消費者トラブルに関する意識や関心を高めるため、消費者協会と連携して啓発グッズの配布や消費生活講座を実施するなど、学童期から高齢期まで、ライフステージに応じた啓発活動を行いました。
- 平成28年に消費生活センターの位置付けや体制等を条例で明確にし、消費者の安心・安全を確保するため、専門的知識を備えた消費生活相談員が、多様化・複雑化する消費生活の相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行いました。
- 犯罪による被害を未然に防止するため、地域自治組織等に防犯カメラの設置費用や、防犯灯の設置・維持管理費用の一部を補助しました。

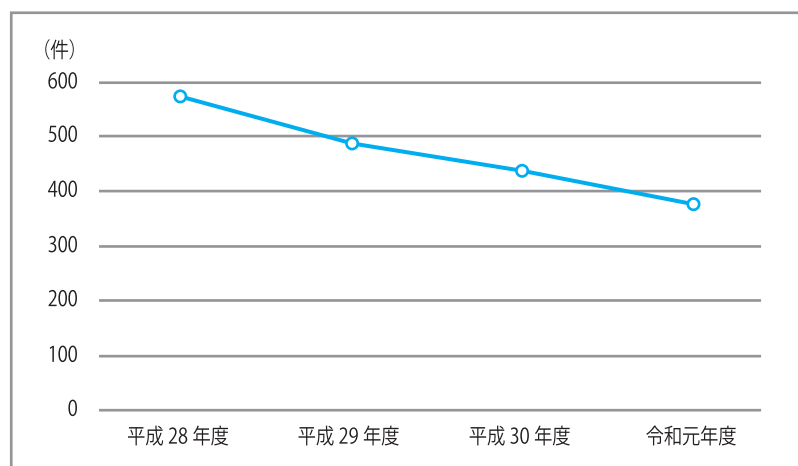
【主な課題】

- 高齢化の進行、成年年齢の引き下げ、デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大等により消費者トラブルの増加や深刻化が進むことが懸念されます。
- 自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況下では、悪質商法などの消費者トラブルに巻き込まれやすくなるため、消費者協会などの関係団体・機関と連携した啓発活動や相談体制の充実を図る必要があります。
- 主に高齢者をターゲットにした巧妙な手口による特殊詐欺などの被害に遭わないための啓発活動に取り組む必要があります。
- 平成25年度から平成29年度まで重点的に行った防犯灯のLED化の取組によりLED化率は、約99パーセントとなり、今後は、器具の交換等への対応が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
消費者トラブルの未然防止	○ 消費者協会など関係団体・機関と連携して、消費者被害やトラブルに遭わないための知識の普及や被害に遭った場合の対処方法の情報提供などの啓発活動に取り組みます。 ○ 専門的な知識と経験を有した消費生活相談員を配置し、消費生活全般に関する相談に応じ、適切なアドバイス、専門機関への紹介などの支援を行い、消費者被害の防止、消費者トラブルの解決に取り組みます。
犯罪による被害の未然防止	○ 犯罪発生の抑止につながるよう、地域による防犯灯や防犯カメラの設置費用などの支援に取り組みます。 ○ くらし安全指導員による防犯に関する出前トークの実施や関係機関との連携による啓発活動、防犯相談などに対する助言や専門機関へのつなぎなど、犯罪対策の啓発や犯罪による被害の防止に取り組みます。

市内の犯罪認知件数（廿日市署管内）



成果指標

成果指標	現況値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市内の犯罪認知件数（廿日市署管内）	377件	320件以下
身近で犯罪に遭う不安を感じている市民の割合	41.7%	36.0%以下

方向性①

くらしを
守る

重点施策 3

安全で安心な
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

3

インフラや公共施設の適正管理

対象 公共施設

意図 計画的に維持・補修され、適正な規模で管理される

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 平成25年度に策定した「廿日市市公共施設マネジメント基本方針」にインフラ施設に関する内容を追加する改訂を行い、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を進めました。
- 本市における市道延長は約643キロメートルあります。道路交通の安全性、快適性及び交通の円滑化の確保を図るため、計画的に、緊急かつ優先度の高い箇所から、舗装、側溝、法面及び橋りょうなどの維持補修を行いました。
- 市が管理する道路橋は474橋、横断歩道橋は13橋あります。橋りょうの多くは、高度経済成長期からバブル期に多く建設されており、老朽化した橋りょうの集中的な架け替えや、大規模な補修による財政負担を軽減させるため、平成29年度に「廿日市市橋りょう長寿命化修繕計画」を改訂し、計画に基づいた維持修繕を行いました。
- 旧宮島支所跡地を活用し、宮島市民センターや周辺の集会所の機能を集約し、生涯学習・まちづくりの拠点機能、コンベンションなど多目的に利用できるよう施設の再編を行いました。
- 公共施設が集積する大野筏津地区の施設について、複合化と規模の効率化を図りながら、老朽化と耐震性能不足の課題を解決する筏津地区公共施設再編事業に着手しました。
- 吉和支所の防災上の課題と、吉和市民センターの耐震性の課題を解決し、吉和地域の各施設の機能を効果的に発揮できるよう再編し、吉和支所複合施設の設計に着手しました。
- 廿日市・佐伯・大野地域にあった廃棄物処理施設を1箇所に集約し、効率的な収集運搬と処理を行うため、はつかいちエネルギーグリーンセンターを整備し供用開始しました。
- 宮島水質管理センター、宮島水道施設及び宮島清掃センター等の包括管理業務等を導入しました。

【主な課題】

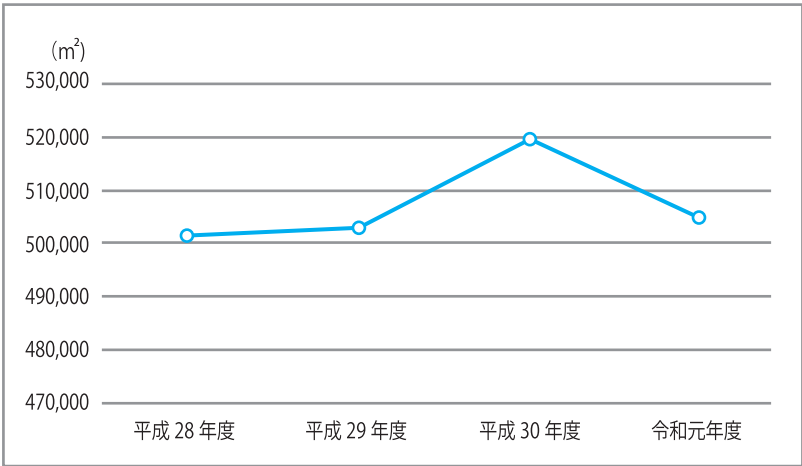
- 引き続き、道路や橋りょうなどのインフラ施設においては、長寿命化計画に基づく予防保全が必要です。
- 建物施設の効率的かつ計画的な維持管理、更新を実施するため、長寿命化計画の策定を行い、計画に基づく予防保全が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
道路維持管理の推進	○ 道路パトロールや道路施設の点検を定期的に行い、第三者被害の防止に努めるとともに、施設の長寿命化を目的とした計画的な維持補修・更新を行います。
橋りょう維持管理の推進	○ 老朽化した橋りょうは、アセットマネジメント（長寿命化修繕計画）に基づく適時適正な維持補修を行い、維持管理コストの縮減及び補修費の平準化を図ります。
各種公共施設の長寿命化の推進と再編の検討	○ 各種公共施設の老朽化対策を進めるとともに、公共施設の再編に取り組みます。

関連計画／道路トンネル個別施設計画、道路附属物等個別施設計画、橋りょう長寿命化修繕計画、公共施設マネジメント基本方針、公共施設再編計画

建物施設の総延べ床面積



成果指標

成果指標	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
緊急措置段階の橋りょう数	0箇所	0箇所
建物施設の総延べ床面積	504,827㎡	476,000㎡

方向性①

くらしを
守る

重点施策 3

安全で安心な
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

4

上水道の整備

対象 市民

意図 安全で安心な水道水を安定して使用することができる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 本市の上水道事業は、昭和34年の第1次拡張事業により本格的に着手し、現在は平成29年に認可を受けた「第8次拡張事業計画（計画給水人口106,900人、1日最大給水量41,300m³/日）」により事業運営を行っています。平成29年度から、佐伯地域の東部・南部・津田・浅原簡易水道事業を上水道事業に統合し、令和2年度からは、吉和簡易水道事業、宮島簡易水道事業を上水道事業会計へ会計統合し、経営基盤の安定化を図るとともに、経営状況を明確化しました。
- 災害時の水道拠点施設となる水道局庁舎を建て替え整備し、平成28年10月から新庁舎において業務を開始しました。
- 水道未普及地域への拡張のため、令和元年度に原地区拡張事業に着手しました。
- 災害発生時の復旧拠点、地域医療拠点、防災公園（緊急避難場所）への安定供給を図るため、基幹管路の耐震性を確保する基幹管路耐震化整備事業を行っています。
- 持続可能な水道事業を実現するために、30年から40年の長期的な視点に立って、施設の効果的かつ効率的な管理運営のため、平成30年度に「廿日市市水道事業施設更新基本計画（アセットマネジメント）」を策定しました。

【主な課題】

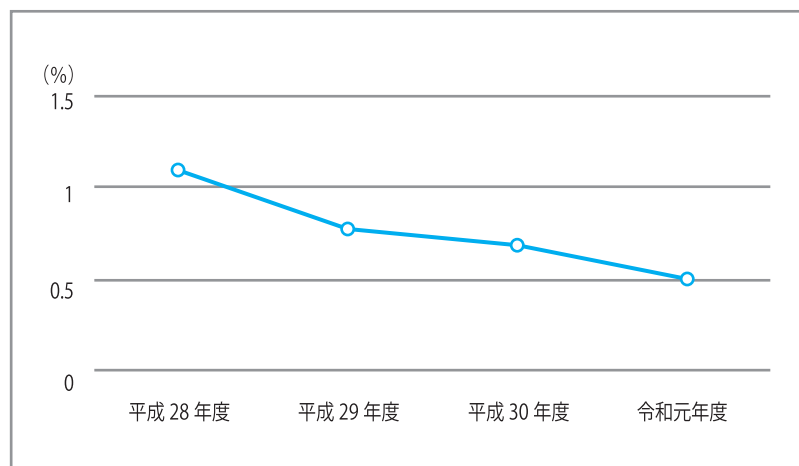
- 高度経済成長期以降に開発された大型団地の管路が経年化・老朽化してくることから、継続して施設更新を実施していく必要があります。
- 水道水を安定的に供給するために、水源を確保し、配水運用の見直しによる施設の再編整備を実施していく必要があります。
- 安全で強靱な水道を構築するために、基幹管路及び配水池等の耐震化を進めていく必要があります。
- 引き続き、水道未普及地域への拡張事業を推進していく必要があります。
- 水需要が減少するなど、将来の経営環境の変化に対応するため、新たな経営基盤強化策に取り組む必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
水道施設の計画的な更新	○ 水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効果的かつ効率的に整備・管理・運営していきます。
水道施設の効果的な再編整備	○ 佐伯地域において、安定した水源を確保するため、広島県用水による施設の再編整備を行います。 ○ 宮島地域において、広島県用水による送水ルートを2系統化し、危機管理対策と老朽化した水道施設の再編整備を行います。
基幹施設の耐震化の推進	○ 基幹管路を更新することにより、耐震性を確保し、重要給水施設（復旧拠点、地域医療拠点、防災公園など）への安定供給を図ります。
水道未普及地域への拡張	○ 原地区など、水道未普及地域への水道を整備していきます。
経営基盤の強化	○ 「水道事業ビジョン」に掲げた具体的施策の推進や、広島県における水道広域連携による事業効果について検討するなど、経営基盤強化策に取り組んでいきます。

関連計画／水道事業ビジョン、水道事業施設更新基本計画

管路更新率



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
管路更新率	0.5%	1.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 3

安全で安心な
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

5

下水道の整備

対象 市民

意図 衛生的な生活環境の中で暮らす

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 下水道事業は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を目的としており、本市では、公共下水道事業として廿日市・大野・宮島の3処理区、特定環境保全公共下水道事業として佐伯・吉和の2処理区があり、このほか佐伯地域の浅原地区において農業集落排水事業を実施しています。このうち、吉和・宮島の2処理区は整備が完了しています。
- 汚水処理については、未普及地区に対して効率的かつ計画的な整備を実施するため、「廿日市市汚水処理施設整備構想（アクションプラン）」を策定しました。
- 「汚水処理施設整備構想（アクションプラン）」では、令和8年度までに合併浄化槽での処理を含めた汚水処理の人口普及率95パーセント以上を目標としており、廿日市・大野・佐伯地域の各公共下水道事業処理区において汚水管渠の整備を進めています。また、処理区域の拡大に伴い、終末処理場である廿日市浄化センターの水処理施設及び汚泥処理施設の増設、大野浄化センターの汚泥処理施設（重力濃縮槽）の新設を進めています。
- 浸水対策については、浸水注意箇所である深江・早時・宮島口地区での雨水幹線管渠の整備、宮島・有之浦地区で雨水ポンプ施設の整備を実施したほか、桜尾ポンプ場の増設工事に着手しました。
- 近年の相次ぐ集中豪雨や平成30年7月豪雨災害などにより、浸水対策の重要性・緊急性が求められていることから、浸水対策のマスタープランである「廿日市市雨水管理総合計画」の策定に着手しました。
- 長寿命化計画に基づく改築更新工事を宮島水質管理センター、廿日市浄化センターの終末処理場、宮浜など全4箇所の汚水中継ポンプ場及び上の浜、住吉、宮内の各雨水ポンプ場の9施設で実施しました。老朽化対策については、計画的な改築を推進するため個別の施設ごとに策定する長寿命化計画に基づく対策から、下水道施設全体の最適化を図るストックマネジメントに移行し、「下水道ストックマネジメント計画」の策定に着手しました。

【主な課題】

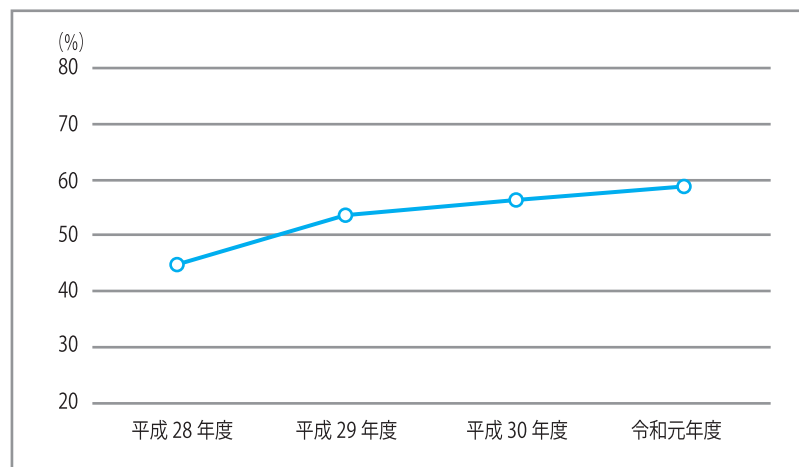
- 「汚水処理施設整備構想（アクションプラン）」の目標達成に向け、更なる未普及対策を進める必要があります。
- 浸水対策及び老朽化対策についても、「雨水管理総合計画」及び「下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な整備が必要です。
- 持続可能な下水道事業の実現のため、経営戦略に基づく経営基盤強化と財政マネジメントの向上が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
汚水処理施設整備構想（アクションプラン）の推進	○ アクションプランの目標達成に向け、計画的に汚水管渠整備を実施し、下水道が利用できる快適な生活基盤整備を進めます。 （対象処理区：廿日市、佐伯、大野）
浸水対策事業（段階的対策計画）の推進	○ 「雨水管理総合計画」で定めた管理方針、段階的対策計画に基づき、浸水リスクのある地域の雨水施設整備を実施します。 （対象処理区：廿日市、大野、宮島）
下水道ストックマネジメント計画の推進	○ 「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた老朽化施設の改築更新工事を実施します。また、改築更新工事に併せて、施設の耐震化や耐水化を実施します。 （対象処理区：市内全域）
下水道経営の安定化	○ 「下水道事業経営戦略」に基づき取組の進捗管理や定期的な見直しを行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ります。

関連計画／汚水処理施設整備構想（アクションプラン）、雨水管理総合計画、下水道事業経営戦略

下水道処理人口普及率



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
下水道処理人口普及率（処理区域内人口／行政人口）	58.9%	76.9%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 4

いつまでも
住み続けられる
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

1

救急医療・地域医療の推進

対象 市民

意図 必要に応じて適切に医療サービスを利用できる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 休日・夜間急患診療所の運営をはじめ、病院への運営費補助や電話相談事業の運営費の一部を負担することにより、救急医療体制を確保し、救急車や救急医療機関の適正利用を促進しました。
- 救急救命士の育成及び現任の救急救命士の再教育の実施に取り組みました。
- 救急隊員の行う応急処置の質を維持・向上させるため、メディカルコントロール体制の充実を図りました。
- 初期救急医療機能を休日・夜間急患診療所から J A 広島総合病院が運営する廿日市休日夜間急患センターへ移転することで、第二次及び第三次救急医療との連携を強化しました。
- 吉和地域及び宮島地域での診療所の維持により、市民が安心して生活できる環境を確保しました。

【主な課題】

- 市民が安心して生活できる医療体制を整備するため、関連団体等と引き続き連携する必要があります。
- へき地医療の維持に関しては、吉和地域の特殊性を踏まえた上で、地域において重要な役割を果たしている吉和診療所の安定的な運営に努める必要があります。
- これまでの救急医療体制の維持に加え、今後は回復期の病床が不足する見込みがあることから、在宅での療養生活を支援するために医療と介護の連携を強化し、心身の機能回復や重度化防止を推進していく必要があります。
- その場に居合わせた人が、救急隊の到着を待つことなく応急手当を実施できるように、知識や技術を普及させる必要があります。
- 病気やけがなどの救急事故を防止するため、予防救急を推進する必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
医療に関する情報発信	○ 救急車の適正利用や電話相談事業の周知などにより、医療に関する情報を発信し、医療サービスを必要とする市民が、必要なときに必要な医療を受けることができる適切な情報を入手できる環境を整えます。
地域医療の充実	○ 佐伯地区医師会との連携や、吉和診療所の運営の維持などにより、地域医療の安定と充実を図り、市内全域において市民が公平に医療を受ける機会が確保された体制を維持・促進します。
救急医療の充実	○ 関連団体との連携などにより救急医療の充実を図り、夜間や休日も含め、緊急時において、患者の重症度や緊急性に応じて適切な医療を受けることができる体制を維持します。
病院前救護の充実	○ 救急隊の到着を待つことなく市民が応急手当を実施できるように、応急手当の普及・啓発を継続的に実施します。 ○ 救急搬送される傷病者の生活や環境を把握している地域福祉・地域医療に携わる様々な関係者と連携し、救急搬送を円滑に行います。 ○ 救急隊員（救急救命士）教育を継続し、救急活動の向上を図ります。
在宅医療と介護の連携	○ 退院後に、医療やリハビリテーション、介護や生活支援などが切れ目なく提供されるように関係機関、団体との連携を強化するため、地域医療拠点内に「在宅医療・介護連携相談支援室」を設置します。 ○ 人生の最終段階をどのように過ごしたいかという希望や思いに寄り添う専門職による人生会議サポーターを養成するとともに、人生会議を普及していきます。

関連計画／地域医療構想、高齢者福祉計画・介護保険事業計画

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
かかりつけ医がいる市民の割合	61.5%	64.5%
適切に医療機関を利用できると思う市民の割合	41.2%	44.0%
人生会議を知っている市民の割合	17.5%	30.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 4

いつまでも
住み続けられる
まちをつくる

関連するSDGs



施策方針

2

地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

対象 市民

意図 自立して安心して暮らし、地域の多様な主体で役割分担し、暮らしの質を向上させる

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 吉和地域のひとり暮らしの高齢者などが在宅での生活を継続できるよう、夜間など不安なときに利用できる高齢者福祉施設を整備しました。また、その施設を運営する特定非営利活動法人に補助金を交付し、安心して暮らし続けられる環境づくりを進めました。
- 医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを構築するため、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、多様なサービスを充実させました。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支え合うため、緊急時の相談や受け入れなどの地域生活支援システムの体制を整備しました。また、障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、障がい福祉相談センターにおいて、障がいのある人（児童）・その家族等の総合的な相談に応じました。
- 手話が言語であることの普及や多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進に関する基本理念を定めた条例を制定しました。
- 生活困窮者を支援するため、情報とサービスの拠点となるワンストップ型の相談窓口を設置し、支援対象者に応じた自立に向けた支援計画の作成により生活の立て直しを図りました。
- 様々な課題を抱えた人や世帯を包括的に支援するため、相談支援拠点の整備に着手しました。
- 外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすい地域づくりを進めるため、多文化共生相談員の設置や日本語教室を開催しました。

【主な課題】

- 地域包括ケアシステムの構築には、顔の見える関係や自然と生まれる助け合いが重要であり、生活支援コーディネーターが伴走し、住民主体で地域課題を解決していく仕組みが必要です。
- 障がい者福祉では、増加する対象者、多様化するニーズへ適切に対応する必要があります。
- 高齢者の増加、共働き世帯の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要になる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下していることや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、分野別に組み立てられた縦割りの制度では、対応が難しいケースが顕在化しています。国が示す「地域共生社会の実現」に向けて、包括的な支援体制の構築が必要です。
- 外国人市民への日本文化の理解を深めるとともに、一般市民には異文化の理解と多文化共生意識の普及・啓発を進める必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
地域共生社会の推進	○ 子ども、障がいのある人（児童）、高齢者など、誰もが役割と生きがいを持つことができるよう、地域住民、地域自治組織をはじめとした地域社会を構成する多様な主体が、地域課題について自分たちのこととして考え話し合い、協力しながら解決に向かうための支え・支えられる関係の循環をつくります。 ○ 認知症の人やひきこもりの状態にある人など、様々な特性や考え方を持っている人々を地域で支え合い、相互に理解を深め、コミュニケーションをとることができる「心のバリアフリー」の実現をめざします。
相談支援拠点の機能発揮	○ 相談支援の全市的なネットワークの拠点を整え、機能発揮させるとともに、障がい福祉相談センターきらりあ、はつかいち生活支援センター、ネウボラ、地域包括支援センターなどの相談支援機関や専門職の相互連携によって、様々な課題を抱えた人や世帯を重層的に支援する仕組みをつくります。
地域福祉を支える担い手育成支援	○ 既存の団体や活動にとらわれることなく、様々な年代、分野における地域福祉の担い手を発掘・育成するための場づくりに取り組みます。
生活困窮者の自立に向けた支援	○ 生活困窮者への就労準備支援の実施や自立相談支援機関の運営など、相談支援体制の一層の強化により、就労・増収につながる支援が受けられる体制の充実に努めます。
福祉サービス・介護サービス提供基盤の確保	○ 「障がい福祉計画」や「介護保険事業計画」などの関連計画に基づき、福祉サービスや介護サービスの提供方針を定め、3年ごとに見込み量を算定し、計画的に安定的なサービス提供基盤の確保に努めます。
多文化共生の地域づくり	○ 多言語化や、やさしい日本語による情報の発信、日本語教室等の開催を行うとともに、一般市民への異文化理解事業を行い、外国人市民が地域社会の一員として暮らせるよう支援します。

関連計画／地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、住生活基本計画、国際化推進指針

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
普段の生活の中で地域の助け合いができていると思う市民の割合	45.0%	50.0%
日常生活の中で、困りごとを相談できる相手がいると答えた市民の割合	86.5%	90.0%
福祉・介護に関するサービスが適正に提供されていると思う市民の割合	—	50.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 5

豊かな自然を
次世代につなぐ

関連するSDGs



施策方針

1

環境保全活動の推進

対象 市民、事業者

意図 資源やエネルギーが循環する持続可能な社会で暮らす

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 公共施設の新築や改築に併せて、屋根を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を促進しました。また、改築等を行う予定のない施設についても、可能な範囲で民間企業への屋根貸しなどを行いました。
- 温室効果ガス排出削減を図るため、対象設備の導入者に対し補助金を交付しました。
- 地球温暖化を身近な問題として捉えるきっかけをつくるため、児童等を対象とした地球温暖化防止教室を開催しました。
- 循環型社会の形成を促進するため、周辺施設への電力や廃熱の供給を含め、廃棄物の焼却エネルギーを最大限活用する発電システムを導入した「はつかいちエネルギーグリーンセンター」を整備しました。
- ごみ処理費用負担の公平性を確保するため、家庭から出る燃やせるごみの有料化を実施しました。これに併せ、ふれあい収集や剪定枝の資源化など新たなサービスを開始しました。
- 市民のごみ問題に対する知識を深め、ごみの減量化・資源化を促進するため、出前講座や出前トーク、環境フェスタや市民センターまつりなどのイベントで啓発活動を行うとともに、生ごみ処理機の購入補助や資源物の集団回収に対して支援しました。

【主な課題】

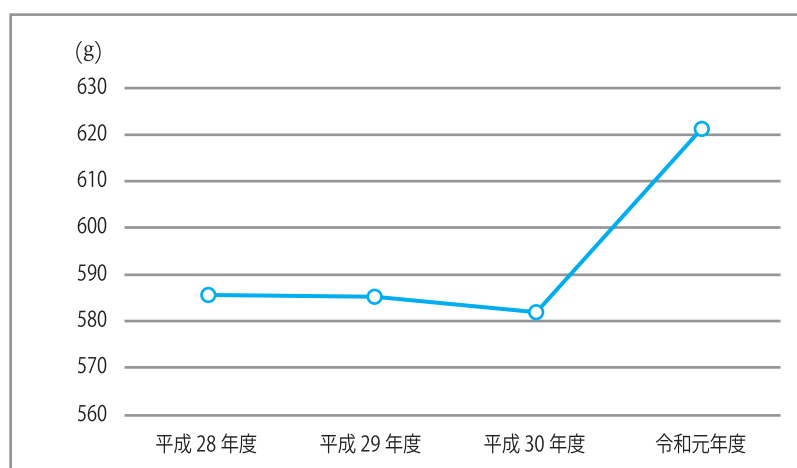
- 各種補助金の交付や講座の開催、新築・改築する公共施設への再生可能エネルギー設備の導入のほか、改築等の予定がない公共施設の屋根の活用を進めてきましたが、残りの施設の多くは屋根の耐久性等の問題から太陽光発電設備の導入は困難で、ほぼ頭打ちの状況です。国が2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標に掲げる中、新たな地球温暖化対策の取組を推進する必要があります。
- 限りある資源を大切に、持続可能な循環型の社会を形成するため、より一層のごみの減量化・資源化を推進しなければなりません。家庭系ごみは、分別徹底や燃やせるごみの減量化を中心とした取組を推進し、事業系ごみは市内の事業所に呼びかけ、減量化、リサイクルの取組を推進する必要があります。

主な事業内容

基本事業	取組内容
脱炭素社会の推進	○ 行政における率先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて、屋根を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を促進します。 ○ 市域における民生部門の温室効果ガス排出量の削減に向けた、省エネルギー設備の導入等の取組を支援します。 ○ 地球温暖化を身近な問題として捉えるきっかけとなるよう、児童等を対象とした講座や市民向けの啓発イベントを開催します。 ○ 新たなエネルギーの活用について、関係機関やエネルギー事業者と調査・研究を行います。
ごみ減量化の推進	○ 3Rの啓発と、市民や市内事業所が行うごみの減量化や資源化に貢献する活動を支援することで、ごみの減量化を推進します。 ○ 事業系のごみを減量化するため、排出量の調査を行うとともに、意欲的な取組をホームページ等で紹介するなど、事業者への啓発を行います。

関連計画／一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画

一人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）



成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
家庭で省エネ・省資源に取り組んでいる市民の割合	75.3%	80.0%
一人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）	621g／人・日	560g／人・日
事業系ごみの排出量	11,752t	11,174t
ごみのリサイクル率	11.7%	25.0%

方向性①

くらしを
守る

重点施策 5

豊かな自然を
次世代につなぐ

関連するSDGs



施策方針

2

豊かな自然の保護・活用

対象 市民

意図 自然環境を守る意識を高め、自然環境を保全するとともに、市街地においては潤いのある都市空間で過ごす

現状と課題

【前期基本計画期間の主な取組】

- 都市環境や都市の安全性を向上させるとともに、市民の憩いの場、コミュニティ活動の拠点となる街区公園などの整備及び施設の改修を行いました。
- 森林の持つ多面的機能の保持、自然環境の保全のために、市有林等の施業を推進するとともに、里山林整備・森林ボランティア活動への支援等を推進しました。
- 美しい瀬戸内の海を守るため、海のクリーンアップ作戦として海岸清掃活動に取り組むとともに、自ら海岸清掃活動を主催する地域自治組織を支援しました。
- 自然環境の大切さを知ってもらうため、児童等を対象とした水辺・里山教室、夏休み親子環境講座、ラムサール特別教室など各種環境講座を開催しました。
- 環境教育の担い手としての環境アドバイザーを養成する講座を開催しました。

【主な課題】

- 都市公園の整備は一定程度進んでいますが、一部、都市公園が不足する地区があり、計画的に整備を進める必要があります。また、地域住民の高齢化により地元管理が困難になりつつある公園や、少子化により利用者の少ない公園なども見られます。公園管理の負担の軽減や公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図ることが課題となっています。
- 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるには、適正な森林整備を実施していくことが必要であることから、本市における人工林の継続した整備の推進と、森林資源の循環利用に向けた再造林を支援する必要があります。
- 海岸漂着ごみが増加しており、海岸における良好な景観・環境の保全を図るため、引き続き様々な主体の連携・協力による取組が必要です。

主な事業内容

基本事業	取組内容
公園のマネジメント	○ 「緑の基本計画」や「都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、公園・緑地の適切な配置・整備を推進するとともに、民有地や事業所等においても緑化の推進を図ります。 ○ 都市公園の特性や地域ニーズに応じつつ、市民や民間事業者も参画しながら管理運営を行うなど、都市経営の視点から都市公園のマネジメントを推進し、公園の魅力化と賑わいづくりを進めます。
森林の適正な管理	○ 適正な森林整備の実施を推進し、森林の持つ多面的機能の保持を図るとともに、再造林等を支援することで、森林環境の保全に努めます。
自然環境保全活動の推進	○ 美しい瀬戸内の海を守るため、各種海岸清掃の実施や支援を行います。 ○ 自然環境を守る意識を高めるため、児童等を対象とした参加体験型の講座を開催します。 ○ 地域の環境を守る取組を市民協働で進めていくため、環境教育の担い手の育成をめざした講座を開催します。 ○ 自然環境の豊かな農山村の遊休地等を利用し、地域内外の交流・体験の促進を図ります。

関連計画／緑の基本計画、環境基本計画

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市街化区域内人口一人当たりの都市公園面積	6.2㎡/人	6.2㎡/人
人工林の間伐面積(令和3年度～7年度の累計)	—	300ha
市の自然が守られていると思う市民の割合	81.0%	81.0%
環境保護活動に取り組む市民の割合	31.3%	40.0%

